

島根中央高等学校

「学校いじめ防止基本方針」

平成26年 3月14日 作成

平成26年11月19日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

1 学校いじめ防止基本方針の策定について

現代の社会では冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難ないじめ事案が発生するようになった。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩む生徒が存在する現実がある。いじめの問題への対応は現代社会における学校の大きな課題となっている。

また、多様な地域から生徒が入学してくる本校では、生徒たちが良好な人間関係を築いていくためには多くの困難を抱えており、また、親元を離れて寮生活を送る生徒にとっては授業を中心とする学校生活以外からも多くのストレスを感じる状況が生じている。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるような居場所づくりや絆づくりを進め、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識をもつ
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識をもつ
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識をもつ

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、いじめの抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置と体制

(1) 生徒サポート委員会の設置

いじめを未然に防止し、早期に発見するための組織として生徒サポート委員会を設置し、別紙1の業務を行う。

委員は次の者をもって構成する。

教頭、主幹教諭、生徒指導主事、寮務主任、保健主任、人権教育主任、
学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター

(2) いじめ対策委員会の設置

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を進める組織として、いじめ対策委員会を設置し、別紙2の業務を行う。

委員は次の者をもって構成する。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健主任、人権教育主任、
学年主任、養護教諭、該当学級担任、該当学級副担任、生徒指導部員

(その他該当部活動顧問、寮務主任、スクールカウンセラーなど、状況に応じて要請された者)

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(2) いじめの防止のための取組

①いじめについての理解や認識への取組

- ・人権意識や倫理観の育成

集会やホームルーム活動を通じた人権教育、道徳教育の取組

- ・情報モラルの育成

教科「情報」「商業」「家庭」等における情報倫理学習の取組

- ・自ら学び取り組む姿勢の育成

生徒会やホームルーム活動での自主的ないじめについての学びや防止への取組

②いじめに向かわない態度・能力育成への取組

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

ホームルーム活動や集団研修及び生徒会活動や家庭クラブ活動、部活動等の諸活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う取組

- ・他者とのコミュニケーションを図る能力の育成
 - 平素の学習を通じての言語活動への取組
 - ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等の研修への取組
- ③生徒のストレスを減らし、自己有用感や自己肯定感を生み出す取組
 - ・わかる授業づくり
 - 特別支援の観点をふまえた人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりへの取組
 - ・ボランティア活動や地域での実習を通じた社会体験
 - 「まちごとキャンパス学習」「ふるさと学」「インターンシップ」等の体験実習、特別活動や部活動等でのボランティア活動による自己有用感獲得への取組
 - ・教育相談の充実
 - 面談の定期的な実施やスクールカウンセラー事業活用等の取組
- ④保護者・地域・関係機関との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - P T A行事、学校ホームページを通じての取組
 - ・学校行事における保護者や地域との連携
 - 学園祭や学校開放等での地域交流の取組
 - ・中学校、他の高等学校との連携及び警察との連携
 - 生徒指導協議会や学校警察連絡協議会における取組

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の周知
 - 信頼できる教職員なら誰でもよいので相談するように周知する
- ・面談の定期的実施
 - 生徒や保護者と定期的に面談する機会を設ける

(5) 定期的調査の実施

- ・学校生活に関するアンケートの実施
- ・アンケートQUの実施

(6) 情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有

- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、管理職の判断を受け、必ず組織として対応する。いじめ対策委員会が対応の中核となり、別紙2を参照して対応する。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・信頼される人間関係をつくる

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・誰かに知らせる勇気を持つことが大切であることに気づかせる
- ・いじめに同調する行為はいじめに加担する行為であることに気づかせる

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。また、学校が把握したケースでは、すみやかに連絡を取り、面談で丁寧に説明したうえで、解決に向けて全力を尽くすという決意を伝え、情報提供等の協力を求める。

- ・じっくりと話を聞き、丁寧にわかりやすく話す
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にし、何か気づいたことがあれば学校に報告してもらおうよう協力を求める

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したらすみやかに連絡をとり、面談で丁寧に説明し、納得・同意のもとで協力を求める。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・生徒の行動が変わるよう教員として努力していくことを伝え、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気づいたことがあれば学校に報告してもらうよう協力を求める

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職との連携を密にして、細かい情報を共有し、有効な手段を講じる
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係機関との一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) いじめの解消について

いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも以下の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月）継続していること。教職員は、相当の期間（3か月）が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した時点で判断を行う。

② 被害生徒が苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為による苦痛を感じていないと認められること。その際、生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめ

文字や画像を使い、特定の生徒に対する誹謗中傷を不特定多数の者に送信したり掲示板等
に書き込む、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の
生徒の個人情報を掲載するなどがネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネット上のいじめの予防

①保護者への啓発

- ・保護者の責任の明示

生徒の携帯電話、スマートフォンなどの所有や使用については保護者の責任であるこ
とを周知する

- ・フィルタリング機能設定に協力してもらう

②ネット社会における防犯教育の実施

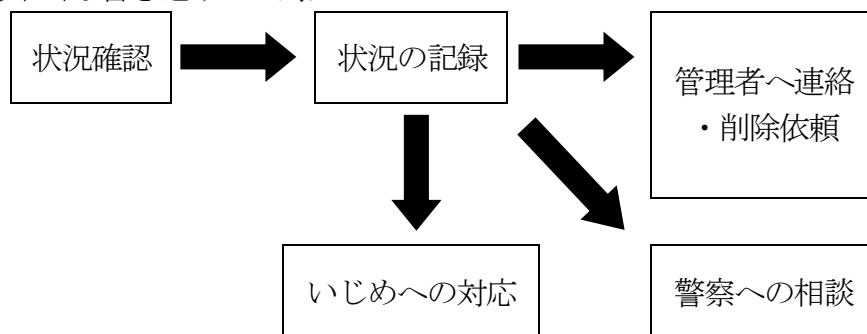
- ・情報モラル教育の推進やネット犯罪防止研修等の実施をはかる

(3) ネット上のいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められること

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められること

・年間30日の欠席を目安とする。なお、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適宜判断する。

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

(2) (1) の事実関係が明確にされていない段階であっても、「重大事態」の疑いがあるときは「重大事態」として対応する。

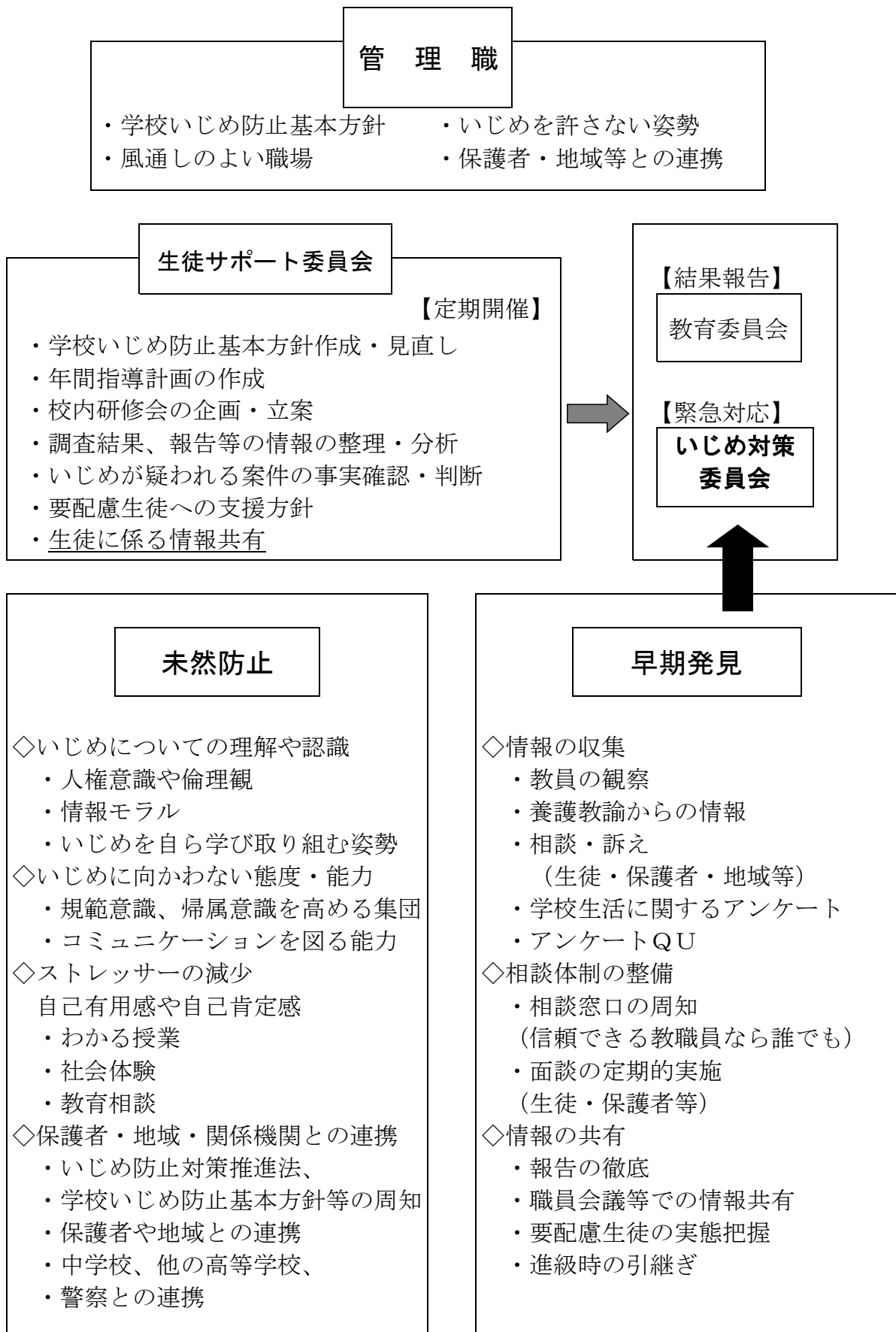
(3) 重大事態時の報告・調査協力

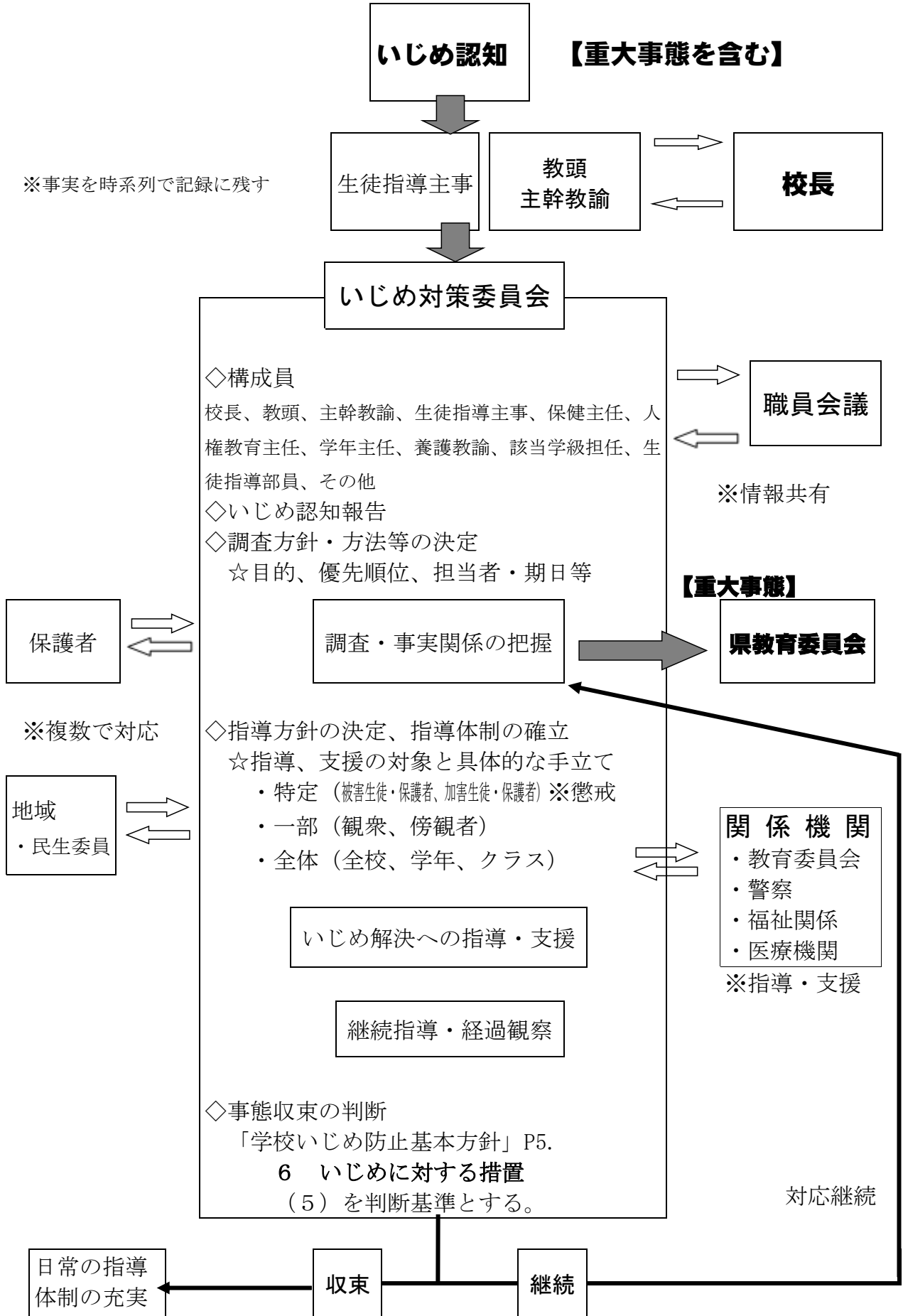
重大事態が発生した場合には、県教育委員会にすみやかに報告するとともに、原則として、学校で対応する。

ただし、以下の場合には、原則として調査主体を教育委員会とする。

- ・重大事態が自死事案の場合（自死未遂の場合は、その背景、様態等を勘案し、適切に判断する。）
- ・学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝礼	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 よく体調不良を訴える。 よく提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている 教科書・ノートに汚れがある。 他の生徒から突然個人名を言われる。
休み時間等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。